

診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ

神戸家庭裁判所

家庭裁判所の業務に関しましては、日頃から一方ならぬご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年4月1日から新たに**成年後見制度**が施行され、それまでの禁治産、準禁治産の制度が全面的に改正されました。具体的に申しますと、ご本人の判断能力の程度に応じて、成年後見（従来の禁治産）、保佐（従来の準禁治産、但し浪費者を除く）及び補助（新設）の3類型が設けられました。いずれの類型でも、ご本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、ご本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、ご本人の保護に努めることになります。

これら3類型のうち、成年後見及び保佐を開始する審判を進める上では、原則として、ご本人の判断能力の状況について、医師による鑑定を行うことになっています（ただし、ご本人がいわゆる植物状態にあるような場合等には、例外的に鑑定をしないこともあります。）。

そこで、ご本人の成年後見用診断書を作成されるに際しては、併せて、今後、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合に鑑定をお引き受けいただけるか等のことについてもお教えいただきたく、別添『**鑑定についてのおたずね**』へのご回答をお願い申し上げます。

なお、主治医の方は、ご本人の症状の経過について最もよく把握してておられますので、精神科のご専門ではなくても、鑑定の依頼をさせていただくことがあります。

鑑定といっても、精神科の医師に限るわけではありません。内科その他の医師にもお願いしております。

また、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には、診療記録の提供等の協力をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1 鑑定をお願いする場合には、後日、依頼書を送らせていただきます。

※2 鑑定書の作成については、鑑定書作成の手引も用意しております。また、裁判所のホームページでもご覧いただけます。

【裁判所のホームページ<http://www.courts.go.jp>のトップページ「裁判手続の案内」→「裁判所が扱う事件」の「4家事事件」→「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」の順に検索してください。】

なおその場合、鑑定書の形式は、要点式でない通常のものでお願いすることになります。

※3 ご不明な点については、依頼をした神戸家庭裁判所（後見事件を担当する書記官）までお尋ねください。